

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

昭和47年4月1日

条例第55号

改正 昭和51年4月1日条例第33号

昭和62年3月9日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第20条から第20条の3までの規定に基づき、建築物に駐車施設を附置すべき地区、駐車施設を附置すべき建築物の規模等について定めるものとする。

(地区の指定)

第2条 法第20条第2項の規定に基づき、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域（以下「駐車場整備地区等」という。）の周辺の都市計画区域内の地域内で条例で定める地区は、駐車場整備地区等に接続する500メートル以内の区域で市長が指定する区域（以下「周辺地区」という。）とする。

2 法第20条第2項の規定に基づき、周辺地域及び駐車場整備地区等以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で定める地区は、幅員15メートル以上の道路の境界線から当該道路の両側へそれぞれ100メートル以内の区域で、市長が指定する区域（以下「自動車ふくそう地区」という。）とする。

3 市長は、前2項の規定に基づき周辺地区又は自動車ふくそう地区を指定する場合には、その旨を告示しなければならない。

(駐車施設の附置)

第3条 次の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内において、(い)欄に掲げる用途に供する建築物の延べ面積が(う)欄に掲げる規模のものを新築し、建築物の延べ面積が(う)欄の規模となる増築をし、又は建築物の規模が(う)欄のものを増築しようとするときは、(え)欄により算定した台数以上の自動車を収容することができる駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。ただし、駐車場整備地区等における鉄道の駅(都市計画の決定がなされているものも含む。)の乗降客用出入口から150メートル以内の区域にある建築物及び義務教育諸学校その他規則で定めるものの用に供する建築物で、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

(あ)	(い)	(う)	(え)
地域又は地域	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
駐車場整備地区	建築物の全部を特定用途に供するもの	延べ面積(観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。(え)欄において同じ。)が2,000平方メートルをこえるもの	延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分(増築の場合にあっては延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分のうち増築に係る部分に限る。)の面積に対して200平方メートルごとに1台(200平方メートル未満の端数は切り捨てるものとする。)
	建築物の全部を非	延べ面積(駐車施設の	延べ面積が3,000平方メ

	特定用途に供するもの	用途に供する部分の床面積の合計を除く。(え) 欄において同じ。)が 3,000平方メートルをこえるもの	一トルをこえる部分 (増築の場合にあつては延べ面積が 3,000平方メートルをこえる部分のうち増築に係る部分に限る。)の面積に対して 200平方メートルごとに1台(200平方メートル未満の端数は切り捨てるものとする。)
商業地域 又は近隣 商業地域	建築物の全部を特定用途に供するもの	延べ面積 (観覧場の屋外観覧席を含み, 駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。(え) 欄において同じ。)が 2,000平方メートルをこえるもの	延べ面積が 2,000平方メートルをこえる部分 (増築の場合にあつては延べ面積が 2,000平方メートルをこえる部分のうち増築に係る部分に限る。)の面積に対して 300平方メートルごとに1台(300平方メートル未満の端数は切り捨てるものとする。)
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	延べ面積 (駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。(え) 欄において同じ。)が 3,000平方メートルをこ	延べ面積が 3,000平方メートルをこえる部分 (増築の場合にあつては延べ面積が 3,000平方メートルをこえる部分のうち増

		えるもの	築に係る部分に限る。)の面積に対して 300平方メートルごとに1台(300平方メートル未満の端数は切り捨てるものとする。)
周辺地区 又は自動 車ふくそ う地区	建築物の全部又は 一部を特定用途に 供するもの	特定用途に供する部分 の延べ面積（観覧場の 屋外観覧席を含み、駐 車施設の用途に供する 部分の床面積の合計を 除く。(え)欄において同 じ。)が 3,000平方メー トルをこえるもの	特定用途に供する部分の 延べ面積が 3,000平方メ ートルをこえる部分（増 築の場合にあつては延べ 面積が 3,000平方メー トルをこえる部分のうち増 築に係る部分に限る。)の 面積に対して 300平方メ ートルごとに1台(300平 方メートル未満の端数は 切り捨てるものとする。)

(昭和51条例33・昭和62条例32・一部改正)

(混合用途建築物)

第4条 駐車場整備地区等における特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分を有する建築物（以下「混合用途建築物」という。）は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 駐車場整備地区等、周辺地区又は自動車ふくそう地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更

より 特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートル（周辺地区及び自動車ふくそう地区内にあつては、3,000 平方メートル。以下この条において同じ。）をこえることとなるもの又は特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルをこえる建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号又は第 15 号に規定するものをいう。）をしようとする者は、特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルをこえる部分の面積（特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルをこえる建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなる場合については当該増加する部分の面積）に対して 300 平方メートル（駐車場整備地区においては 200 平方メートル）ごとに 1 台の割合（駐車場整備地区においては 200 平方メートル未満、商業地域、近隣商業地域、周辺地区及び自動車ふくそう地区においては 300 平方メートル未満の端数は切り捨てるものとする。）で算定した台数の自動車を収容することができる駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けなければならない。

（建築物が地区又は地域の内外にわたる場合）

第 6 条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域、周辺地区及び自動車ふくそう地区又はこれら以外の、地域の 2 以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該敷地があるものとみなして第 3 条から前条までの規定を適用する。

（駐車施設の規模及び構造）

第 7 条 第 3 条から第 5 条までの規定により設ける駐車施設は、駐車のために供する部分の規模が駐車台数 1 台につき、幅 2.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上であり、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければ

ならない。ただし、当該駐車施設の駐車台数の2分の1以内については、その規模を駐車台数1台につき、幅2.3メートル、奥行5.2メートル以上とすることができる。

- 2 前項に規定する駐車施設の構造その他の技術的基準は、規則で定める。
- 3 前2項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、市長が前項に規定する駐車施設の規模、構造、設備等と同等以上の効力があると認めた場合においては適用しない。

(昭和51条例33・一部改正)

(駐車施設の附置場所の特例)

第8条 第3条から第5条までの規定により設けるべき駐車施設について、市長が当該建築物の構造又は敷地の位置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に設けることが著しく困難又は不相当と認めて承認した場合は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に当該駐車施設を設けることができる。

- 2 前項に規定する承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(適用の除外)

第9条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は用途変更しようとする者に対しては、この条例の規定は適用しない。

- 2 この条例の施行後にあらたに駐車場整備地区等、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された地域内において、当該地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築増築又は用途変更の工事に着手した者については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第10条 第3条から第5条まで及び第8条第1項の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように維持し、管理しなければならない。

(立入検査)

第11条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項に規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第12条 市長は、第3条から第5条まで、第7条及び第10条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、駐車施設の附置、原状回復、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(罰則)

第13条 第12条の規定に基づく市長の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第11条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員

が、その法人又は人の業 務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

(委 任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和 4 7 年規則第 5 2 号で昭和 4 7 年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して 6 月を経過するまでに新築、増築又は用途変更の工事に着手した建 築物については、福岡県駐車場条例（昭和 39 年福岡 県条例第 56 条）の例によるものとする。

3 建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号。以下「改正法」という。）の施行の日から起算して 3 年を経過する日（その日前に改正法附則第 13 項の規定による改正後の都市計画法（昭和 43 年法律第 10 号）第 2 章の規定により、本市の都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定され たときは、同法第 20 条第 1 項の規定による告示があった日）までの間は、この条例の規定中「商業地域若しくは近隣商業地域」、「商業地域又は近隣商業地域」及び「商業地域及び近隣商業地域」とあるのは「商業地域」と読み替えて、この条例の規定を適用するものとする。

附 則（昭和 51 年 4 月 1 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 9 日条例第 32 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。